佐渡市町並み景観整備支援事業 【内部改装】補助対象・対象外 一覧

	補助対象		
	天井	・下地(石膏ボード、下地用合板、野縁、吊木等)	
		・仕上げ(塗装、クロス、格縁、竿縁、廻縁等)	
	内壁	・下地(石膏ボード、下地用合板、胴縁、間柱、木摺、小舞等)	
	※欄間や床の間含む	・仕上げ(塗装、漆喰、砂壁、クロス等)	
	床·土間	・仕上げ(フローリング、縁甲板、畳等)	
		・土間コンクリート(既存がコンクリートの場合の復旧のみ対象)	
	構造	・構造耐力上必要な工事(小屋組、柱、斜材、土台、床組、胴差等)	
	そのほか	・欄干、手摺	
内		・敷居、鴨居、建具(引き戸、開き戸、障子等)	
部		・解体工事(当事業に伴うもの)、廃材処理(当事業に伴うもの)	
改		・仮設工事(足場、養生等)	
	補助対象外		
装	・上下水道配管、雨水配管、浄化槽工事		
	・申請手続き	申請手続き代行料(電力会社等)、上下水道加入金	
	・照明器具、換気扇、システムキッチン、IH ヒーター・ガスコンロ、食器洗い機、ユニットバス、浴槽、洗面台、便器、カーテン、ブラインド		
	・太陽光発電	太陽光発電、エネファーム、ボイラー(電気、ガス、石油等)、冷暖房機(コ	
アコン、蓄熱暖房機等)、テレビアンテナ		蓄熱暖房機等)、テレビアンテナ、電気配線、スイッチ、コンセント	
	・断熱工事、防音工事(天井、壁等)		
	・バルコニー、シャッター		
	・腐葉土の撤去や周辺植生の管理等		
	・解体工事(当事業以外)、廃材処理(当事業以外)		

※標準的なものを対象とするため、過剰な部分は差額を対象外とします。

• 設計監理料、耐震診断料

※事業対象となっている工事項目であっても、協議の結果、歴史的建造物の保存・活用の趣旨から大きく外れると判断できる場合、対象外とさせていただくことがありますので、ご了承ください。

上記以外については問合せ願います。